令和4年5月13日 297

目 次

示 (第436号 - 第444号)

○保女件予定器外に関する農外水産大豆からの連知	(晨山溫州 振興誅)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣	からの通知	
	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣から	の通知	
	(農山漁村振興課)	3

	(農山漁村振興課)	
○道路の区域の変更	(道路維持課)	
○道路の供用の開始	(道路維持課)	

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂	防	課)	3
○土砂災実特別警戒区域の指定の解除	(私):	防	諢)	····· 1

公

○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	$\cdots\cdots\cdots 4$
○落札者等の公示	(教育庁高校教育課)	••••••4

○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○競争↓札会加老の姿枚笙	(松孜車孜同止罪)	

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	5
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課)	7
O# 11 # # a # =	/1V 75 =m\	

9	務課)	(税	○落札者等の公示
10	厚生課)	(総務事務	○落札者等の公示
10	11年41年)	(○共打去なのパニ

○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
監査委員		
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	11
公安委員会		
○意見募集の結果の公示	(警察本部交通企画課)	19
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公	六示	
	(警察本部運転免許試験課)	19
○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	19
○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正す	- る規則	
	(警察本部運転免許試験課)	21
雑 報		
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度	E要綱の規定に基づく意見	
の募集	(環境保全課)	43
4 –		

福岡県告示第436号

3

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市門司区上馬寄三丁目2273の2 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

毎週火金曜日-8577 福岡市博多区東公園-0011 福岡市中央区高砂一丁目

総務部行政経営企画課 社 西 日 本 高 速 印 刷

福岡県 株式会

7

么

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第437号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 北九州市小倉南区大字貫字南ヶ迫1089(次の図に示す部分に限る。)、字馬渕1140 の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字南ヶ迫1089(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第438号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所 八女市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第439号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業 要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準 用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年2月14日福岡県告示第245号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第440号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知 を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条 の規定により告示する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林および重要流域(令和3年1月5日農林水産省告示第32号 で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和43年2月15日農林省告示第148号(2に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並び に北九州市役所及び遠賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第441号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	1 22 22	名	変 更 前後別	区間	幅 員(メートル)	延 長 (メートル)
-114 -1-411	旧 ''	赤間	δά	前	宗像市赤間駅前一丁目903番先から 宗像市赤間駅前二丁目200番6先ま で	7.0 ~ 13.4	139.8
北九州	県 道	停車場	線	後	宗像市赤間駅前一丁目906番先から 宗像市赤間駅前一丁目919番先まで	12.5 ~ 31.5	81.0

福岡県告示第442号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 4年5月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	赤間停車場線	宗像市赤間駅前一丁目906番先から 宗像市赤間駅前一丁目919番先まで

福岡県告示第443号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第

価

57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成21年5月福岡県告 示第857号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用す る同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称		土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
旭ヶ丘(b)	大野城市旭ヶ丘一丁目及び旭ヶ丘二丁目(別紙 図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第444号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第 57号) 第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡 県告示第300号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準 用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	自然現象により建築物に 作用すると想定される衝撃に関する事項
旭ヶ丘(b)	大野城市旭ヶ丘一丁目及 び旭ヶ丘二丁目(別紙図 面1に示す区域のとおり	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都

市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更(令和4年4月20日新宮町告示第58号)

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。 令和4年5月13日

> 服部 誠太郎 福岡県知事

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量 県立学校 I C T 支援員派遣等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県教育庁教育振興部高校教育課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年4月19日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 富士電機 I Tソリューション株式会社 九州事業本部
- (2) 住所 福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 221.760.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

黒土北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和 24年法律第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
桑本 重德	豊前市大字岸井333番地
髙尾 裕次郎	豊前市大字岸井358番地 1
水野 憲一	豊前市大字久路土956番地
稲葉 正市	豊前市大字久路土1289番地 1
祐德 勝行	豊前市大字久路土1271番地 1
末延 洋文	豊前市大字久路土861番地

2 退任監事

氏 名	住 所
藤本 泰信	豊前市大字岸井575番地 4
島田 和弘	豊前市大字久路土1298番地 2

3 就任理事

氏 名	住所			
桑本 重德	豊前市大字岸井333番地			
高尾 裕次郎	豊前市大字岸井358番地 1			
水野 憲一	豊前市大字久路土956番地			
稲葉 正市	豊前市大字久路土1289番地 1			

祐德 勝行	豊前市大字久路土1271番地 1
末延 洋文	豊前市大字久路土861番地

4 就任監事

氏 名	住 所
藤本 泰信	豊前市大字岸井575番地 4
島田 和弘	豊前市大字久路土1298番地 2
安仲 佳年	豊前市大字久路土786番地 1

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 令和4年5月13日

> 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 電子黒板等賃貸借契約
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の

義務を履行していない者

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
 - 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

人に委任する場合は、委任状 (様式第2号)

- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票 (様式第4号)
- コ 営業概要表 (様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(404円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン) 么

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年6月1日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称 電子黒板等賃貸借契約
 - (2) 契約内容及び特質等 入札説明書による
- (3) 契約期間

契約締結日から令和10年10月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定 に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

令和4年6月22日(水曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A A · A
05	02	電気通信機器	A A · A
13	08	リース・レンタル	A A · A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め に応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を

下記5に掲げる者に令和4年6月13日(月曜日)午後3時00分までに提出して承認 を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3880 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3880 (ダイヤルイン)

(FAX) 092-641-2934

- 6 契約条項を示す場所
 - 5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付

令和4年5月13日(金曜日)から令和4年6月6日(月曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。(ただし、令和4年6月6日(月曜日)のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。)。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年6月22日(水曜日)午前10時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁7階 建築都市総務課入札室

(2) 日時

令和4年6月22日(水曜日)10時30分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を 保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

么

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人 等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書 面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加 わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達 しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (開札時点において指名停 止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者 がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失 うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した 福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手 続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県 の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

Leasing and maintenance of electronic blackboards and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture

(2) Time Limit of Tender:

10:00 A.M. on June 22, 2022

(3) Contact Point for the Notice: Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office

7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan TEL 092 - 643 - 3880

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

証紙代金収納計器に関する事務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部税務課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
 - 一般財団法人九州陸運協会
- (2) 住所
- 福岡市博多区博多駅東三丁目10番17号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)49.678.099 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条 1 (b Viii)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。 令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称 庶務事務システム保守運用業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 富士電機 I Tソリューション株式会社九州事業本部
- (2) 住所 福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)46,902,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。 令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称 人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県総務部総務事務厚生課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日

垥

汨

月13日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

TIS株式会社 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 39.930.000円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 京都郡苅田町若久町三丁目6番26及び6番31から6番53まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北九州市小倉南区下曽根一丁目2番33号 株式会社山十開発

代表取締役 山本 末男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎 1 開発区域に含まれる地域の名称

豊前市大字千束144番4並びに大字塔田683番、684番2、691番、692番1及び692番 2 並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大分県中津市東本町3番地の7

株式会社H. Iコーポレーション

代表取締役社長 伊藤 博文

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1 項の規定により苅田町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部 都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画用途地域の変更(令和4年4月15日苅田町告示第32号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項 の規定により苅田町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都 市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月13日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画地区計画の変更(令和4年4月15日苅田町告示第33号)

監査委員

監査公表第5号

令和4年3月9日に提出された福岡県職員措置請求(住民監査請求)については、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施したので、そ の結果を次のとおり公表する。

_						
12	令和4年5月13日					
中		福岡県監査委員	藤L	山 泰	三	
第 297 号		同	世和	1 洋	介	
無		同				
		同	大 札	喬 克	己	
盘						
ধ						
账						
逛						
幅						
ш						
金曜日						
- 1						
313E						
5						
令和4年5月13日						
令和						

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略
- (2) 提出年月日 令和4年3月9日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

(以下「本件工事」という。)の請 負契約に係る工期変更及び変更契約について違法又は不当な手続を行ったため、当該請負契約は 知事に対し変更請負契約額に係る損害の補填及び再発防止措置を求める。 福岡県は、国道442号筑後バイパス道路拡幅工事(9工区) 無効となることから、

- (2) 違法又は不当とする事実及びその理由
- ア 契約違反の変更契約手続

(違法又は不当である理由)

は第20条の規定に基づき、設計図書の変更及びそれに伴う工期変更の協議を行った上で請負金 額を変更する契約を締結すべきところ、それらの手続が行われていないのは、契約手続の瑕疵 発注者である福岡県知事が工事請負契約書第19条又 工期末である令和3年3月31日までに、 であるため。

イ 当初契約における不当な工期設定

(違法又は不当である理由)

標準工期を定めた「福岡県積算運用の手引き」による標準工期(190日)に満たない工期 (22日) で発注しているため。

ウ 契約違反の工期変更協議

(違法又は不当である理由)

本件工事の請負契約上、権限のない八女県土整備事務所長が工期変更について請負者と協議 しているため。

エ 無効な工期変更請書

(違法又は不当である理由)

契約当事者の一方が相手方に提出する誓約書である 請書を協議の承諾に使用するのは不当であるため。 上記ウの協議が契約違反であり、また、

オ 無効な工事請負変更契約

(違法又は不当である理由)

上記ウ、エにより令和3年3月31日に契約関係が終了しており変更契約を締結できる根拠が また、本件工事発注後に財務支局の翌債承認を受けていないことから翌年度への工 期延長は不可能であるため。 ないため。

カ 不当な入札手続

(違法又は不当である理由)

本件工事に係る指名通知書中「関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定であ

また、福岡県においては過 去から現場説明が実施されておらず、指名業者からの質問の機会を排除しているため。 る。」との記載は表現が曖昧であり公平な入札に支障があるため。

第2 請求の要件審査

第242条第1項の所定の という。) 要件を具備しているものと認め、令和4年3月14日付けでこれを受理した。 本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」

第3 監査の実施

1 監査対象事項

工期の変更に関連する契約手続に違法性又は不当性があるか否かを監査の対 本件工事について、 象とした。

2 監査対象機関

を監査対象機関と 道路建設課及び八女県土整備事務所) 企画課、 県土整備部(県土整備総務課、 かん

3 知事の弁明

令和4年3月28日付けで知事から以下の内容の弁 本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、 明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

- 請負者は契約前からそれについて承知しており、また、繰越承認の議決後に工期を延長してい ア 本件工事については、発注者は工期延長を入札条件として指名通知書に明示していたため、 るため、契約手続の瑕疵はないと判断する。
- 発注者・請負者の双方が、工事請負契約書第62条による協議を行い、工期変更しているため、 手続の瑕疵はないと判断する。 \leftarrow

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

「違法又は不当である理由」 違法又は不当とする事実及びその理由」のうち 「第1の2(2)

長に対しては『一件の事業費が3,000万円以上の工事の工程を定めること』が委任されており、 第1の2(2)アの記載は否認ないし争う。福岡県事務委任規則第14条により、工事関係事務所 八女県土整備事務所長は工期変更に関する権限を有しており、その権限に基づき契約変更手続 を適切に行ったものである。

また、工事請負契約書第19条及び第20条については、設計変更に伴う工期変更及び一時中止 について規定したものであるが、工期変更の手続は同条に記載されている事由に限定されるも のではない。 第1の2(2/イの記載のうち、「福岡県積算運用の手引き」の内容その他外形的な事実は認め るが、『不当である』との主張は否認する。本件工事においては、指名通知書において『関係 機関との協議が整った場合、工期を延長する予定である』旨記載しており、請負者は指名通知 書を受領していた時点で工期延長について承知していたものである。 第1の2(2)ウの記載は否認する。上記のとおり、八女県土整備事務所長は、工期変更に関す

15

第1の2(2)エの記載は否認する。設計図書の変更を伴わない工期変更の手続については、特 に請書の使用は禁止されておらず、本県県土整備部においては「県土整備部出先機関工事施行 (以下「本件要領」という。)を制定し、本件要領に定めら れた様式を用いて工期変更の手続を行っている。 事務取扱要領(昭和48年5月1日)」

第1の2(2)オの記載は否認する。請求人の主張の骨子は、『工期変更協議及び工期変更請書 は無効であり、年度末までに適正な変更契約が行われていないことから、当該契約は年度末ま でで終了しており、変更契約を締結できる根拠がないのではないか』というものであると思わ れるが、上記のとおり適切な手続を行っている。また、翌債承認を受けた後に工期を延長して おり、請求人の主張には理由がない。 第1の2(2)カの記載は否認する。請求人の主張の骨子は、『工期の延長に関して、指名通知 書の記載が曖昧であることから、入札条件についての誤認を誘引しており、また現場説明を行 ものであると思われるが、何ら曖昧な点はなく、また指名通知書において、『質問票にて適宜 っていないことから、入札参加者への説明が不十分であり不当な入札形式ではないか』という 質疑を受け付ける』旨周知を行っている。

イ 生じている損害について

通知書に明示しており、請負者は契約前からそれについて承知して本件契約を締結しているの であって、請負者から福岡県に対する損害賠償請求等のおそれもなく、請求人の主張には理由 **否認する。本件において何ら損害は生じていない。発注者は工期延長を入札条件として指名** がない。また今後、損害が生じるおそれもない。

ウ 請求人が求める措置について

否認する。上記のとおり、本件工事に手続の瑕疵はないため、何らの措置を要しない。

4 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示 があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

令和4年3月14日から同年4月22日にかけて、関係書類の調査 監査対象機関の職員に対し、 確認及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査・確認及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、 以下の事項を確認した。

(1) 本件工事の概要

本件工事は、国の社会資本整備総合交付金(以下「本件交付金」という。)を活用して実施す る国道 442 号筑後バイパス(4車線化)事業の一部である。

(2) 本件工事の経緯

本件交付金交付申請(福岡県知事から国土交通大臣あて) 令和2年5月25日

令和2年5月下旬 地元住民との調整開始

本件交付金交付決定(国土交通大臣から福岡県知事あて) 令和2年7月27日

令和3年1月中旬 地元住民との調整が終了

翌年度にわたる債務負担(以下「翌債」という。)の承認要求書提出 冷和3年1月14日(仮申請)

(支出負担行為担当官(福岡県県土整備部長)から福岡財務支局長あて) (令和3年2月12日本申請) 指名通知(指名競争入札を行う旨の通知。通知書には、工期として「契約 **令和3年2月10日** 締結の翌日から令和3年3月31日まで (工期については、関係機関との協

議が整った場合、工期を延長する予定である。)」旨の記載あり。

令和3年2月16日 翌債の承認通知受領

(福岡財務支局長から支出負担行為担当官(福岡県県土整備部長)

令和3年3月1日 指名競争入札実施(請負者決定)

令和2年度一般会計補正予算 (第13号) 議案提出 Ш 令和3年3月5

契約締結(工期22日間:令和3年3月10日から令和3年3月31日まで) 合和3年3月9日

(契約金額 33,660千円)

令和2年度一般会計補正予算(第13号)可決(繰越承認議決) **令和3年3月11日**

令和3年3月22日 工期変更について請負者と協議

工期変更(工期205日間:工期末を当初定めていた令和3年3月31日から **令和3年3月23日**

令和3年9月30日に変更)

令和3年9月10日 完成届

工事請負変更契約(契約金額を33,660千円から43,732.7千円に変更) 令和3年9月13日

令和3年9月21日 完成検査

令和3年9月30日 精算払

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 契約違反の変更契約手続

福岡県事務委任規則第14条第1号ハスより1件の事業費が3,000万円以上の工事の工程を定 めることについて委任(以下「同委任」という。)を受けている八女県土整備事務所長が、工 事請負契約書第 62 条に基づき、令和 3年3月 22 日に請負者と工期の変更に係る協議を行い、 同年3月23日に工期を同年9月30日までに変更した。

イ 当初契約における不当な工期設定

本件工事に係る請負契約については指名競争入札により請負者を決定しており、指名通知書 には関係機関との協議が整った場合には工期を延長する予定である旨が明記されていることか ら、請負者は指名通知書を受領した時点で工期延長について承知していたものである。

ウ契約違反の工期変更協議

上記アのとおり、同委任を受けている八女県土整備事務所長が請負者と工期変更について協 議したものである。

エ 無効な工期変更請書

本件要領別紙に定められた 様式を用いて請負者と協議し、承諾を得て工期を変更したものである。 上記アのとおり、同委任を受けている八女県土整備事務所長が、

17

オ 無効な工事請負変更契約

月11日に県議会において補正予算が可決され繰越しが承認された後、同委任を受けている八女 県土整備事務所長が請負者と工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で同年9月30日ま で工期を変更しており、同年9月13日の工事請負変更契約は契約期間内に締結されたものであ 上記ア、ウ及びエのとおり、本件工事について令和3年2月16日に翌債承認を受け、同年3

カ 不当な入札手続

工期を延長する予定である旨及び設計内容等の質疑を質問票にて受け付け る旨が明記され、質問票も添付されている。 指名通知書には、

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

1) 契約違反の変更契約手続

期を延長する予定であることを条件としており、請負者に翌年度にわたる工期となることを周知 令和3年2月16日に した上で応れを求め、令和2年度末までを工期とした工事請負契約を令和3年3月9日に締結し 契約書に定めのない事項について必要に応じて発注者と請負者とが協議して定めることを規定す る工事請負契約書第62条に基づいて請負者と協議を行い、双方が合意の上で工期を延長する契約 内容の変更を行ったものであるから、契約手続に瑕疵があったとはいえず、違法又は不当である 本件工事においては、地元住民との調整に時間を要し、着エする時点で工期は翌年度にわたる た。県議会の2月定例会における繰越承認後に、同委任を受けている八女県土整備事務所長が、 本件交付金に係る翌債の承認を受けた。指名通知において、関係機関との協議が整った場合、 ことが明らかであったことから、発注者は翌年度にわたって施工するため、 とはいえない。

(2) 当初契約における不当な工期設定

発注者は関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定であることを条件として、請負者 に翌年度にわたる工期となることを周知した上で応札を求めたものであり、工期の設定が違法又 本件工事においては、着工する時点で工期は翌年度にわたることが明らかであったことから、 は不当であるとはいえない。

(3) 契約違反の工期変更協議

八女県土整備事務所長は同委任を受けていることから、当該所長が協議を行うことが契約違反 であるとはいえない。 当該請負契約書第62条にいう「この契約書に定めのない事項」について協 違法又は不当であるとはいえない。 議したものと認められ、 また、当該協議は、

4) 無効な工期変更請書

上記(3)のとおり、当該協議が契約違反とは認められず、また、本件要領別紙に定められた様式 を用いて協議したものである。福岡県財務規則第 166 条の規定は契約書の記載内容について定め ているが、契約の変更については特段の定めがなく、本件要領様式である当該請書が無効であり 違法又は不当であるとはいえない。

(5) 無効な工事請負変更契約

本件工事は、上記(3)及び(4)のとおり、適正な手続により、同年3月23日に工期が同年9月30日 までに変更されており、同年9月13日に締結された工事請負変更契約(第1回)が無効であると はいえず、また、本件工事を含む事業について国の翌債承認及び県議会の繰越承認を受けた上で 翌年度にわたる工期に延長したものであることから、当該変更契約が無効であり違法又は不当で あるとはいえない。

5) 不当な入札手続

指名通知書には工期変更について明記されており、また、質問票による質問を受け付ける旨が 明記されていることから、公平な入札に支障があり、質問の機会を排除しているとはいえず、入 札手続が不当とはいえない。 本件工事は令和3年9月10日に完成し、同年9月13日に設計図書の変更による変更契約を経て同 年9月21日に完成検査により完成が確認され、同年9月30日に請負者に工事請負代金が支払われて おり、県に損害が生じているとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。

価

公安委員会

福岡県公安委員会告示第109号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福 岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(案)について、令和4年3月18日から 同年4月16日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基 づき、その結果を告示する。

令和4年5月13日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(令和4年福岡県公安委員会規則 第10号)

2 規則の公布の日

令和4年5月13日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ(https://www.police.pref.fukuoka. in/) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第110号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づ き、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく自転車運転者講習の受講命令の 基準の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示す

令和4年5月13日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の制定に伴

い、道路交诵法に基づく自転車運転者講習の受講命令の基準の一部を改正するもので あるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他 の意見公墓を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第 4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の改正の日

令和4年5月13日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(https://www.police.pref.fukuoka. in/) に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第111号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イ の規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平 成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定により 、次のように公示する。

令和4年5月13日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審查

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

	日	時	項目	場	所	審査種別
--	---	---	----	---	---	------

令和4年6月13日 (月曜日) 午前9時00分から午後3時00分まで 令和4年6月14日 (火曜日) 午前9時00分から午後3時00分まで	技能	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和4年6月17日(金曜日) 午前9時00分から午後3時00分 まで	知識		
令和4年6月20日(月曜日) 午前9時00分から午後5時00分 まで	技能	遠賀郡遠賀町大字今古賀81番地の 5 おんが自動車学校	大型、中型、準 中型、大型特殊 、牽引、大型第 二種及び中型第 二種免許
令和4年6月21日(火曜日) 午前9時00分から午後5時00分 まで		大野城市下大利三丁目 2 番20号 南福岡自動車学校	普通及び普通第 二種免許
令和4年6月22日(水曜日) 午前9時00分から午後5時00分 まで	技能	福岡市南区花畑四丁目8番1号 マイマイスクール花畑	普通及び普通第 二種免許
令和4年6月23日(木曜日) 午前9時00分から午後5時00分 まで		糟屋郡志免町王子一丁目28番16号 アイルモータースクール博多の森	大型二輪及び普 通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの)
- 審査自動車を運転することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。)両 面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料(福岡県領収証紙によること。)

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円

大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は 、これを証明する書面
 - ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。 郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
 - ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は 行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和4年6月2日(木曜日)まで(福岡 県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く 。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和4年6月1日(水曜日)ま での消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておく こと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に 係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれ かに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して 行うこと。

連絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。 令和4年5月13日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章の3運転免許取得者教育の認定(第33条の8-第33条の11)」を「第8章の3運転免許取得者等教育の認定等(第33条の8-第33条の13)に改める第8章の4運転免許取得者等検査の認定等(第33条の14-第33条の18)」

第28条第4項第4号中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第1条」に改め、同項第5号中「第2条第1項第3号」を「第2条」に改め、同項第6号中「運転免許取得者教育の課程」を「運転免許取得者等教育の課程」に、「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に、「認定規則」を「認定教育規則」に、「第4条各号」を「第4条第1項各号」に改め、同項第7号中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に、「認定規則第4条各号」を「認定教育規則第4条第2項各号」に改める。

第29条第1項中「第91条」の次に「及び第91条の2」を加え、同条第2項中「第32条の3」を「第32条の2」に改め、「ただし、」の次に「大型自動車及び」を加える。 第29条の3の次に次の1条を加える。

(運転技能検査)

第29条の4 法第97条の2第1項第3号若しくは第5号又は第101条の4第3項の規定により、運転技能検査(法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。

以下同じ。)を受けようとする者は、運転技能検査受検申出書(様式第43号の2)を 公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、別に定めるところにより、運転技能検査を受けた者に対して、その 結果を示した書面を交付するものとする。

第30条第2項の表中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「臨時適性検査通知 書」を「臨時適性検査通知書(基準該当)」に、「臨時適性検査通知書(仮運転免許以 外)」を「臨時適性検査通知書」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 公安委員会は、法第102条第1項から第4項までの規定により診断書を提出すべき旨を命ずるときは、次表の左欄に掲げる診断書提出命令に係る者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる命令書によって行うものとする。

診断書提出命令に係る者	命令書
認知機能検査等を受けた者で基準該当者であ る者	したがしょいしゅつかいれいは、 まじゅんがいとう 診断書提出命令書 (基準該当) (様式第50 号の2)
運転免許試験(仮運転免許の運転免許試験を 除く。)に合格した者	しんだみしょていしゅつかいれいしょ 診断書提出命令書(様式第50号の3)
免許(仮運転免許を除く。)を受けた者	BUILD IN PIE (MOVINGO V V O)
仮運転免許の運転免許試験に合格した者	しんだんしょていしゅつめいれいしょ かりうんてんめんきょ 診断書提出命令書(仮運転免許) (様式第
仮運転免許を受けた者	50号の4)

第33条の2中「第41条の2第7号」を「第41条の2」に改める。

第33条の2の6を次のように改める。

(若年運転者講習の手続)

- 第33条の2の6 法第108条の3の3に規定する基準該当若年運転者に対する若年運転 者講習(法第108条の2第1項第14号に規定する講習をいう。以下同じ。)を受ける ことができる旨の通知は、指定講習機関を指定して行うものとする。
- 2 若年運転者講習を受けようとする者は、若年運転者講習申出書(様式第62号)を講習日に指定された指定講習機関に提出しなければならない。

第33条の2の6の次に次の1条を加える。

(若年運転者講習の受講期間の特例)

第33条の2の6の2 第27条の3の規定は、令第37条の11第7号に規定する若年運転者

講習の受講期間の特例について準用する。この場合において、第27条の3第1号中「 再試験移送 | とあるのは「若年運転者講習移送 | と、「法第100条の2第1項に規定 する基準該当初心運転者 | とあるのは「法第102条の3に規定する基準該当若年運転 者」と、「再試験」とあるのは「若年運転者講習」と、同条第2号中「再試験」とあ るのは「若年運転者講習」と、同条第3号中「公安委員会が再試験」とあるのは「指 定講習機関が若年運転者講習 | と読み替えるものとする。

第33条の2の7第1項中「第14条第1項第15号」を「第14条第1項第14号」に、「第 2条第1項第1号又は第2号 | を「第1条 | に改め、同条第2項を次のように改め、同 条第3項を削る。

2 前項の講習を受けようとする者は特定任意高齢者講習申出書(様式第64号)を公安 委員会に提出しなければならない。

「第8章の3 運転免許取得者教育の認定」を「第8章の3 運転免許取得者等教育 の認定等」に改める。

第33条の8第1項中「運転免許取得者教育の認定」を「運転免許取得者等教育の認定 | に、「運転免許取得者教育認定申請書 | を「運転免許取得者等教育認定申請書 | に改 め、同条第2項中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改める。

第33条の9中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、「取消し | の次に「を行ったとき| を加え、「によって行うものとする| を「を交付するものと する | に改める。

第33条の11を第33条の13とし、同条を次のように改める。

(電磁的記録媒体による手続)

- 第33条の13 認定教育規則第13条又は認定検査規則第14条の規定による電磁的記録媒体 の提出は、次に掲げるところによらなければならない。
- (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディス クドライブその他これに類するものであって、福岡県警察の使用に係る電子計算機 又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。
- (2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする
- (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該

ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。

(4) 電磁的記録媒体には、提出者の名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付しな ければならない。

第33条の10第1項中「認定規則」を「認定教育規則」に、「運転免許取得者教育変更 届出書 | を「運転免許取得者等教育変更届出書 | に改め、同条第2項中「運転免許取得 者教育 | を「運転免許取得者等教育 | に改め、同条を第33条の12とし、第33条の9の次 に次の2条を加える。

(指定の申請等)

- 第33条の10 第33条の8第1項の認定の申請をした者のうち、認定教育規則第1条第3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定を受けよ うとする者は、指定申請書(様式第70号の2)を公安委員会に提出して、申請しなけ ればならない。
- 2 第33条の8第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。この場合にお いて、同条第2項中「運転免許取得者等教育の認定」とあるのは「運転免許取得者等 教育の指定 と、「当該認定 とあるのは「当該指定」と読み替えるものとする。
- 3 公安委員会は、第1項の規定による指定申請書の提出を受けた場合で指定を行うと きは、指定書(様式第70号の3)を交付して行うものとする。

(指定の取消し)

- 第33条の11 公安委員会は、前条第3項で指定した者が、別に定める指定基準に適合し ないと認めたときは、同項の指定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による取消しは、指定取消通知書(様式第70号の4)によって通知する ものとする。
- 第8章の3の次に次の1章を加える。

第8章の4 運転免許取得者等検査の認定等

(認定の申請等)

- 第33条の14 法第108条の32の3第1項に規定する運転免許取得者等検査の認定を受け ようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書(様式第72号)を公安委員会に提 出して、申請しなければならない。
- 2 第33条の8第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。この場合にお

汨

いて、同条第2項中「運転免許取得者等教育」とあるのは「運転免許取得者等検査」 と読み替えるものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定による運転免許取得者等検査認定申請書の提出を受け た場合で認定を行うときは、認定書(様式第73号)を交付するものとする。

(認定の取消し)

第33条の15 法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2 第5項の規定による運転免許取得者等検査の認定の取消しをしたときは、認定取消通 知書(様式第74号)を交付するものとする。

(指定の申請等)

- 第33条の16 第33条の14第1項の認定の申請をした者のうち、運転免許取得者等検査の 認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」とい う。) 第1条第1号又は第2号に掲げる方法に係る業務を適正かつ確実に行うことが できる者として指定を受けようとする者は、指定申請書(様式第75号)を公安委員会 に提出して、申請しなければならない。
- 2 第33条の8第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。この場合にお いて、同条第2項中「運転免許取得者等教育の認定」とあるのは「運転免許取得者等 検査の指定」と、「当該認定」とあるのは「当該指定」と読み替えるものとする。
- 3 公安委員会は、第1項の規定による指定申請書の提出を受けた場合で指定を行うと きは、指定書(様式第76号)の交付によって行うものとする。

(指定の取消し)

- 第33条の17 公安委員会は、前条第3項で指定した者が、別に定める指定基準に適合し ないと認めたときは、同項の指定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定による取消しは、指定取消通知書(様式第77号)によって通知するもの とする。

(変更の届出)

- 第33条の18 認定検査規則第8条第1項の規定による変更の届出をしようとする者は、 運転免許取得者等検査変更届出書(様式第78号)を公安委員会に提出しなければなら ない。
- 2 第33条の8第2項の規定は、前項の変更の届出について準用する。この場合におい

て、同条第2項中「運転免許取得者等教育の認定の申請」とあるのは「変更の届出| と読み替えるものとする。

様式目次中第43号の項の次に次の1項を加える。

第43号の 2	運転技能検査受検申出書	第29条の4

様式目次第45号の項中「臨時適性検査通知書」を | に、同目次第46号の項中「臨時適性検査通知書(仮運転免許以外) | を「臨時適性検 「診断書提出命令書(基準該当) | に改め、同項の次に次の2項を加える。

第50号の3	診断書提出命令書	第30条
第50号の4	しんだんしょていしゅつめいれいしょ かりうんてんめんきょ 診断書提出命令書 (仮運転免許)	第30条

様式目次第62号の項中「チャレンジ講習申出書 | を「若年運転者講習申出書 | に改め 、同目次第63号の項を次のように改める。

削除	
133153.	

様式目次第64号の項中「特定任意高齢者講習申出書(シニア運転者講習) | を「特定 任意高齢者講習申出書」に改め、同目次第68号の項中「運転免許取得者教育認定申請書 | を「運転免許取得者等教育認定申請書 | に改め、同目次中

Г			
ı	第70号	認定取消通知書	第33条の 9
	第71号	第33条の10	
г			
-	第70号	認定取消通知書	第33条の9
		No. 1 1 = 0 1	

第70号の2 第33条の10 | 指定申請書 指定書 第33条の10 第70号の3 第70号の4 指定取消通知書 第33条の11 第71号 運転免許取得者等教育変更届出書 第33条の12

に改め

金曜日

令和4年5月13日

第72号	運転免許取得者等検査認定申請書	第33条の14
第73号	認定書	第33条の14
第74号	認定取消通知書	第33条の15
第75号	指定申請書	第33条の16
第76号	指定書	第33条の16
第77号	指定取消通知書	第33条の17
第78号	運転免許取得者等検査変更届出書	第33条の18

様式第41号中 中型 準中型 普通 大自二 普自二 (限定なし・小型)

大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 (限定なし・小型) に改める。 様式第43号の次に次の1様式を加える。

金曜日

令和4年5月13日

様式第43号の2 (第29条の4関係)

運転技能検査受検申出書

Щ #

Ш

礟 福岡県公安委員会 住所

兄名

生年月日

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第97条の2第1項第3号若しくは第5号又 は第101条の4第3項に基づく運転技能検査を受けたいので申し出ます。

					受付者			(押印又は署名)
	証紙貼付欄	枠からはみ出さないでください。	端まできれいに貼ってください。		(4)			
Θ	記紙	・枠からはみ出	・ 端まできれい		6			
第 運転技能検査 手数料		E		受付証は運転技	能検査受検結果証明書の発行を	もって代えま	\$\frac{1}{2}	

灬

汨

価

りんじてきせいけんさつうちしょ。 りんじてきせいけんさつうちしょ きじゅんがいとう 様式第45号中「臨時適性検査通知書」を「臨時適性検査通知書(基準該当)」に、「 にんちきのうけんき 認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認 知症のおそれがある」に改める。

様式第46号中「臨時適性検査通知書(仮運転免許以外)」を「臨時適性検査通知書」 に改める。

様式第50号の2中「診断書提出命令書(基準該当用)」を「診断書提出命令書 まじゅんがいとう 基準該当)」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低く なっている」を「認知症のおそれがある」に、「次」を「下記」に、「認知症の専門医 文は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認 知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの でない場合」を「上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した 診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうか た。 に関する当該医師の意見が記載されているもの)を満たさない場合」に、「前記」を「 上記の」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

27

0条関係)
(第3
0号の3
様式第5

第		Ш	<u> </u>	SMR 원모	% 2 ²				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-
時間				が で で で は に に に に に に に に に に に に に	(H) C C C C C C C C C C C C C C C C C C C					,
には、 のおそれ(難い)があることから、道語		町	um(4H		が続いれた。					1
には、 のおそれ(難い)があることから、道語		111-	7.K 张	。 で が が が が が が が が が が が が が						(
には、 のおそれ(難い)があることから、道語		4	美公	話送。医が治り、治療・治療・治療・治療・治療・治療・治療・治療・治療・治療・治療・治療・治療・治	かった。 で が 動					1
には、 のおそれ(難い)があることから、道語			田田	送交た。なが、詳	医数を課					i i
には、 のおそれ(難い)があることから、道語			炸	"交"道 名"公"记 河湾希德·格·勒	と主じ、治治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治・治					1
は、 (2) 第102条第				が進 り 診察 が が で が で が が が が が が が が が が が が が が	が が ジャ					4
は、 (2) 第102条第		I		いとする。高される。	10 so feet (0 */ 文					À
は、 (2) 第102条第	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<u>.</u>		おる。記録がいる。	がる。様					
は、 (2) 第102条第	王 ² 30	ī I		る、過る論として、対対についる。	まるとのでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のできません。					1
は、 (2) 第102条第	· 2 章			がよる 神中の なっかい かっかい はっちょう はっぱん いいかい いっぱん いいましょう) **(型: A) **(D) **					2
は、 (2) 第102条第	が 濯 ろ			が で で で で が を を を を を を を を を を を を を	************************************					
第		<u>}</u>		るののできる。	と記念を記念					Î
第				る。常体ないなる	まな後ょうご子があるから					3
第			談	の第一でなる。調品では、なる。種語は、は、なる。種語は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	即後とで数を記録しませた。 と医れて はましい と と は は ない く しょう はい					
第			11117	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	いためる一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次<li< td=""><td>が、 一が、 一で、</td><td>對限</td><td>がらき出先</td><td>S#C</td><td></td></li<>	が、 一が、 一で、	對限	がらき出先	S#C	
第	中			1% のとだめ。	おき事職家では、なる、なる、は、ない、ないない。	ृ म् म े नन	正 上 2	さい 程:		
第				は、実験はなった。これなった。これなった。	は、対象に、対象に、対象に、対象に、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	6	8			44 44
第		监		なら業を質しなった。	ととど路のは、たろ鉢ま	が 単り 操ぶ	等。	新書		
	無	主		かった。	とま成か。職な	がかれて	340	が		

言話

様式第50号の4 (第30条関係)

	ш	显	で 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	がればと				
	田	4K	5年 (() () () () () () () () () () () () () (5 は に に に に に だ が で と に に に に に に に に に に に に し こ に に し に し に				
いたいにでいるかがいに、かかんたがない。診断書提出命令書(仮運転免許)	#	福岡県公安委員会	(羅い)があることから、道路交通法 (暗和3 規定により、下記のとおり、道路交通法施行 条の3 第4項に規定する要件を満たす医師の た診断書であって、診断に係る検査の結果及 かに関する当該医師の意見が記載されている	斯書を提出しない場合は、仮運転免許さい。 さい。 (の要件(主治医 (かかり - 深る検査の結果及び				
中		盤	あなたは、 のおそれ 105号)第102条第 頃の35年 105号)第102条第 頃の35年総理済令第60号)第29 生治医 (かかりつけ医) が作成して該当しないと認められるかどうに 苦当していただくようお願いします	なお、やむを得ない理由なく診断書を表ととなりますので、補注意ください。 また、提出された診断書が上記の要件成した診断書であって、診断に係る検査成となりです。 成した診断書であって、診断に係る検査がどうかに関する当該医師の意見が記載を発達を持ている。 ひかに関いますので、強逆がを下うか、改めて関いますので、補注意ください。	影響の提出を命ずる。 学の提出を命ずる事が する理由	いだんじ ていゅうきげん 診断書の提出 期限	いだんに 診断書の提出先	ÿ#V
無	住所		あなたは、 105号) 肇 35年続連済 主治医 (かか に該当しない。 出していたが	なお、そむを得ない こととなりますので、 また、提出された影 作成した診断書であっ るかどうかに関する当 演転発幹の特別が対 なりますので、御送がな	影響を表する理由	影響を	いただなしました断事の	講

備考 この通知について、不明な流がある場合には、福岡県警察本部交通部運転発計試験課 係までお問い合わせください。

₹ ₩

[様式第62号を次のように改める。	
4 2		
第 297 号		
中		
ধ		
⊪		
匨		
岬		
III.		
金曜日		
13日		
令和4年5月13日		
和44		
ᡧ		
29		

檘

様式第62号 (第33条の2の6関係)

若年運転者講習申出書

年 月

Ш

(指定講習機関名)

管理者

礟

住 所

日 名

年月 日生(

畿

連絡先 (電話番号)

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の2第1項第14号に定める若年

運転者講習を受けたいので申し出ます。

Ø

様式第63号を次のように改める。

様式第63号 削除

様式第64号中「特定任意高齢者講習申出書(シニア運転者講習)」を「特定任意高齢 者講習申出書」に、「特定任意高齢者講習(シニア運転者講習)手数料」を「特定任意 高齢者講習手数料」に改める。

様式第68号中「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定申請 書」に改める。

様式第69号及び様式第70号中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に 改め、様式70号の次に次の3様式を加える。

関係)
部
\circ
_
多 の
$^{\!$
\mathfrak{C}
3
(新
•
号の2
0
_
福
様式第

指定申請書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

申請者

田 名

福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)第33条の10第 1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会 規則第4号)第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者と しての指定を受けたいので、申請します。

各	所在地	
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	文出 9 る艦政	無

注 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名を記載すること。

金曜日

令和4年5月13日

뿂

様式第70号の3 (第33条の10関係)

福岡県公安委員会指令第 号

指定書

名 称

所在地

福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)第33条の10 第3項の規定により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委 員会規則第4号)第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができ る者として指定する。

年 月 日

福岡県公安委員会 印

34

_
W.
類(炎)
\vdash
\vdash
6
後の
\mathfrak{C}
\mathfrak{C}
谻
が下
Ψ.
4
4
4
$\overline{}$
70号の4 (
70号の4 (
70号の4 (
0号の4 (

福岡県公安委員会指令第 号

知書

浬

取消

定

<u>打</u>皿

年 月

Ш

住 所

礟

福岡県公安委員会

ᇤ

号) 第33条の11第2項の規定により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平 成12年国家公安委員会規則第4号)第4条第2項第4号の規定による指定を取り消した 次の理由をもって、福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7 ので通知する。

中		
河番	#	
菰	世	

	様式第71号中「第33条の10」を「第33条の12」に、「運転免許取得者教育変更届出書	
	」を「運転免許取得者等教育変更届出書」に、「運転免許取得者教育の」を「運転免許	
7 号		
第 297	取得者等教育の」に改め、同様式の次に次の7様式を加える。	
無		
₽Þ≾		
報		
K		
泄		
逛		
岬		
Ш		
金曜日		
13 H		
· H		
种		
令和4年5月13日		
⟨P		
35		

様式第72号 (第33条の14関係)

運転免許取得者等檢查認定申請書

Ш 町 #

> 礟 福岡県公安委員会

币 \boxplus 申請者

岙 出

菸 岙 認定を受けようとする

所在地 自動車教習所等の名称

型 拍 肝 3 及

認定を受けようとする

 $\langle R \rangle$ \times 6 検

認定を受けようとする

菸 夲 0 查 换

丰 ŧ 瘀

凝

申請者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記入すること。 洪

檘

金曜日

令和4年5月13日

様式第73号 (第33条の14関係)

Пþ 福岡県公安委員会指令第

町 #

Ш

定 脳

##1

楘

夲

所在地

믒 福岡県公安委員会

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の32の3第1項の規定によ

り、次の運転免許取得者等検査を認定します。

福岡県公安委員会指令第 号

年 月 日

認定取消通知書

名 称

所在地

福岡県公安委員会 印

頃において読み替えて準用する同法第108条の32の2第5項の規定による運転免許取 次の理由により、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第2 得者等検査の認定の取消しをしたので通知します。

田

(教示)

3か月以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処 分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができま この処分があったことを知った日の翌日から起算して この処分に不服があるときは、

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対す る探決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができま

$\overline{}$
逐
噩
<u>-</u>
9
\vdash
6
*
က
က
猺
$\overline{}$
中
Ŋ
\sim
紙
拉
極

指定申請書

年 月

Ш

福岡県公安委員会 殿

住 所

申請者

日 名

6 第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)第33条の1 業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。 委員会規則第8号)第1条第1号

分 卷	所在地	
机汽料	<u>전</u> 린	妣
开田十八五茶	K F G	無
	.	1

申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地、名称 及び代表者の氏名を記載すること。

뿂

様式第76号 (第33条の16関係)

福岡県公安委員会指令第 号

指於書

名 称

所在地

第3項の規定により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)第33条の16 会規則第8号)第1条第1号 会規則第8号)第1条第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を 適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

福岡県公安委員会 印

41

様式第77号 (第33条の17関係)

福岡県公安委員会指令第 号

指定取消通知書

争

Ш

Щ

住 所

礟

福岡県公安委員会

믒

次の理由をもって、福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第 7号)第33条の17第2項の規定により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則 (令和4年国家公安委員会規則第8号)第4条第1項第4号の規定による指定の取消し をしたので通知する。

指 由 田			
所			
所	пĺР	ш	
ປປ	橅	ш	
描	定	m11	
	掘	型	

_	
KY	
噩	K
α)
-	4
6	
W	<
Ċ.)
C.)
細	5
먀	
α)
1	
狃	7
孫十年	1

運転免許取得者等検査変更届出書

年 月

Ш

福岡県公安委員会 殿

住 所

届出者

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第

8条第1項の規定により、次のとおり変更の届出をします。

変更する事項	変更前亦由からか	& 欠 ひ ヒ 1 合 変更後

注 届出者が法人であるときは、その所在地、名称及び代表者を記入すること

Ø

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に作成したこの規則による改正前の様式で現に使用しているものは、それぞれこの規則による改正後の相当規定により作成した様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の様式に基づく用紙は、当分の間、なお所要 の修正をして使用することができる。

雑 報

福岡県環境審議会公告

瀬戸内海における総量削減計画に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和4年5月13日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

瀬戸内海における総量削減計画に係る答申案

- 2 答申案の閲覧場所等
 - (1)~(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。
- (1) 県民情報センター (福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階)
- (2) 北九州県民情報コーナー (北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内)
- (3) 筑後県民情報コーナー(久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内)
- (4) 筑豊県民情報コーナー (飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内)
- (5) 京築県民情報コーナー (行橋市中央一丁目2-1 行橋総合庁舎内)
- (6) 福岡県ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp)
- 3 意見書の提出期間

県公報登載の日から令和4年5月27日(金)まで(必着)

4 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

5 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3359

(7r991) 092-643-3357

(電子メール) kanho@pref.fukuoka.lg.jp

43

#1
民
顺

住所 (所在地) 7 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	
氏名(法人名)	
意見	
通申	
備考	
習るこの注意	

記入上の注意

- その理由を「理 「意見」欄に記載するとともに、 意見は、簡潔にとりまとめ、 由」欄に記載してください。
- 意見は、日本語で記載してください。 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校 の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。 2 8